

さいたま市認可保育所等における保育士等配置に係る特例実施要綱

制定 令和2年10月27日 子幼の第1375号（子ども未来局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第66号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）附則第7項から第10項まで、さいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年さいたま市条例第24号。以下「幼稚園型認定こども園等認定条例」という。）附則第3項から第7項まで、さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第51号。以下「幼保連携型認定こども園基準条例」という。）附則第8項から第11項まで及びさいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第55号。以下「家庭的保育事業等基準条例」という。）第6項から第9項までに規定する職員配置に係る特例（以下「職員配置特例」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員配置特例の適用）

第2条 保育所（本条及び第8条から第12条までにおいては、さいたま市保育所条例（平成13年条例第175号）に基づき設置する保育所を除く。）、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所（以下「施設」という。）を運営する者（以下「施設運営者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、職員配置特例を適用しないよう努めなければならない。

- (1) 施設が、本市が実施した指導監査の結果等に基づく勧告や改善命令を受けた日の翌日から起算して3年を経過していないとき。
- (2) 施設が、保育士が専門的業務に専念できるよう業務負担の見直しを行っていないとき。
- (3) 施設が、さいたま市保育士等処遇改善事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていないなど、保育士等の処遇改善を行っていないとき。

(朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士等の配置)

第3条 児童福祉施設基準条例附則第7項、幼稚園型認定こども園等認定条例附則第3項、幼保連携型認定こども園基準条例附則第8項及び家庭的保育事業等基準条例附則第6項に規定する保育士、幼稚園教諭の普通免許状を有する者又は保育教諭と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者であって、職員配置特例に基づく職員として施設に就業する日の時点で子育て支援員研修(地域保育コース(地域型保育)。以下「支援員研修」という。)を修了している者又は就業の日の翌日から起算して1年以内に支援員研修を修了する見込みの者。
- (2) 看護師又は准看護師の資格を有する者であって、職員配置特例に基づく職員として施設に就業する日の時点で支援員研修を修了している者又は就業の日の翌日から起算して1年以内に支援員研修を修了する見込みの者。
- (3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第31条の規定に基づく確認を受けた施設、同法第43条の規定に基づく確認を受けた事業所(同法第7条第8項に規定する事業を除く。)又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の2の規定に基づく届出を行った施設(同法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設を除く。)において、1,440時間以上、児童の保育に関する業務に従事した経験を有する者であって、職員配置特例に基づく職員として施設に就業する日の時点で支援員研修を修了している者又は就業の日の翌日から起算して1年以内に支援員研修を修了する見込みの者。
- (4) 子ども・子育て支援法第43条の規定に基づく確認を受けた同法第7条第6項に規定する事業において、家庭的保育者又は家庭的保育補助者として従事した経験を有する者。
- (5) 職員配置特例に基づく職員として施設に就業する日の時点で支援員研修を修了している者であって、保育士資格の取得を希望している者。

(幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用)

第4条 児童福祉施設基準条例附則第8項、幼稚園型認定こども園等認定条例附則第4項及び第5項、幼保連携型認定こども園基準条例附則第9項並びに家庭的保育事

業等基準条例附則第7項に規定する幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者は、職員配置特例に基づく職員として施設に就業する日の時点で支援員研修を修了している場合を除き、就業の日の翌日から起算して1年以内に支援員研修を修了しなければならない。

(保育の実施に当たり必要となる保育士等の配置)

第5条 児童福祉施設基準条例附則第9項、幼稚園型認定こども園等認定条例附則第6項、幼保連携型認定こども園基準条例附則第10項及び家庭的保育事業等基準条例附則第8項に規定する保育士、幼稚園教諭の普通免許状を有する者又は保育教諭と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者であって、職員配置特例に基づく職員として施設に就業する日の時点で支援員研修を修了している者又は就業の日の翌日から起算して1年以内に支援員研修を修了する見込みの者。
- (2) 看護師又は准看護師の資格を有する者であって、職員配置特例に基づく職員として施設に就業する日の時点で支援員研修を修了している者又は就業の日の翌日から起算して1年以内に支援員研修を修了する見込みの者。
- (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条の規定に基づく確認を受けた施設、同法第43条の規定に基づく確認を受けた事業所（同法第7条第8項に規定する事業を除く。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2の規定に基づく届出を行った施設（同法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設を除く。）において、2,880時間以上、児童の保育に関する業務に従事した経験を有する者であって、職員配置特例に基づく職員として施設に就業する日の時点で支援員研修を修了している者又は就業の日の翌日から起算して1年以内に支援員研修を修了する見込みの者。
- (4) 子ども・子育て支援法第43条の規定に基づく確認を受けた同法第7条第6項に規定する事業において、家庭的保育者又は家庭的保育補助者として従事した経験を有する者。
- (5) 職員配置特例に基づく職員として施設に就業する日の時点で支援員研修を修了

している者であって、保育士資格の取得を希望している者。

(職員配置特例に基づく職員の人数制限)

第6条 児童福祉施設基準条例附則第10項、幼稚園型認定こども園等認定条例附則第7項、幼保連携型認定こども園基準条例附則第11項及び家庭的保育事業等基準条例附則第9項に規定する保育士の数又は職員の数は、各時間帯において必要となる保育士の数又は職員の数とする。

(職員配置特例に基づく職員の専門性を踏まえた配慮)

第7条 施設運営者は、幼稚園教諭又は小学校教諭の普通免許状を有する者の専門性を考慮し、幼稚園教諭については3歳児から5歳児まで、小学校教諭については5歳児を中心とした保育に従事させるよう努めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施設運営者が、幼稚園教諭又は小学校教諭の普通免許状を有する者を前項に規定する年齢以外の児童の保育に従事させようとするときは、必要となる知識及び技術を習得し、適切な保育を提供できるようにするため、OJTや施設内研修等の実施、事務の引継ぎその他必要な措置を講じなければならない。

(職員配置特例に基づく職員に対する研修等)

第8条 施設運営者は、職員配置特例に基づく職員が当該施設で就労するに当たって必要となる知識及び技術を習得し、職員間の連携が十分に図れる体制を確保するため、当該職員を指導する保育士の選任、OJTや施設内研修等の実施、事務の引継ぎその他必要な措置を講じなければならない。

(職員配置特例の適用に係る届出)

第9条 職員配置特例を適用しようとする施設運営者は、保育士等配置特例の適用に係る届出書(様式第1号)により、あらかじめ市長に届け出るものとする。

(届出事項の変更)

第10条 前条の規定による届出を行った施設運営者は、届出事項を変更しようとするときは、保育士等配置特例に係る変更届出書(様式第2号)により、その旨をあ

らかじめ市長に届け出るものとする。

(職員配置特例の適用停止)

第11条 職員配置特例の適用を全て取りやめた施設運営者は、保育士等配置特例の適用停止届出書(様式第3号)により、その旨を市長に届け出るものとする。

(施設運営者に対する指導)

第12条 市長は、第9条及び第10条の規定による届出の内容確認等の結果、次の各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、施設運営者に対し、職員配置特例の適用の取りやめ、該当する職員の配置の取りやめその他必要な指導を行うことができる。

- (1) 第2条に該当する施設が職員配置特例を適用しているとき。
- (2) 施設が、職員配置特例に基づく職員として、第3条から第5条までの規定に該当しない職員を配置しているとき。
- (3) 施設が、適切な保育を提供していないことを確認できたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第9条又は第10条の規定による届出及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この告示の施行の日前においても、第9条又は第10条の規定の例により、行うことができる。